

答申第742号

令和2年1月29日

神奈川県公安委員会  
委員長 草壁 悟朗 様

神奈川県情報公開審査会  
会長 常岡 孝好

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成30年11月20日付けで諮問された特定の道路標示塗装工事に関する文書一部非公開の件（諮問第830号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関である神奈川県警察本部長が、平成30年度道路標示塗装業務（以下「本件道路標示塗装業務」という。）標示1、同標示2、同標示3、同標示4、同標示5及び同標示7の入札執行予定価格を積算するために作成した道路標示積算調書（以下「積算調書」という。）のうち、別表1から別表6まで（以下「別表」と総称する。）のA、C、E及びFの部分为非公開としたことは妥当であるが、別表のB、D、G、H及びIの部分については公開すべきである。

## 2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、平成30年7月2日付けで、神奈川県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対して、本件道路標示塗装業務に係る道路標示積算総括表、積算調書及び積算諸条件調書（以下「本件行政文書」と総称する。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 本件請求に対し、実施機関は、平成30年7月10日付けで、本件行政文書を対象文書として特定の上、一般競争入札事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報に該当するとして、積算調書のうち次のア及びイに記載の事項（以下、「本件非公開情報」と総称する。）について条例第5条第4号柱書を理由に一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ア 別表中の大項目「直接工事費」及び「排水性舗装」

(ア) 別表の「単価」の欄中A及びBの部分に記載された金額（以下「本件単価」と総称する。）。

(イ) 別表の「金額」の欄中C及びDの部分に記載された金額（以下「本件金額」と総称する。）。

(ウ) 別表の「施工規模による加算」の欄中Eの部分に記載された数値（以下「本件加算数値」という。）。

(エ) 別表の「削除加算率」の欄中及びその直下のFの部分に記載された数値（以下「本件削除加算率」という。）。

(オ) 別表の「金額」の欄の直下のGの部分に記載された金額（以下「本件合計金額」という。）。

イ 別表中の大項目「作業日数」及び「作業日数（交通誘導員A）」

別表の「施工日数」の欄中Hの部分に記載された日数及びIの部分に記載された日数（以下「本件施工日数」と総称する。）。

(3) 審査請求人は、平成30年10月2日付けで、神奈川県公安委員会に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分について、その取消しを求める審査請求をした。

### 3 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 県における土木工事は、公開することを前提としている。また、実施機関についても同様である。道路標示塗装業務の予算は県の支出（県民税）であることから、本件非公開情報の公開は義務であり、非公開とすることは許されない。
- (2) 予定価格を設定するための工事費積算書類で、予定価格は契約を締結する際の上限価格であるため、本件非公開情報が適法に積算されている単価であれば、本件非公開情報を公開することによって、次年度以降の競争入札事務の遂行に支障を及ぼすことはあり得ない。
- (3) 予定価格は契約を締結する際の上限価格であり、最低制限価格を設けている実施機関が発注する工事に関しては、業者間における価格調整、入札規制、談合などはとても考えにくい。
- (4) 実施機関が独自に採用している単価が非公開にもかかわらず、現在、同札が数多く見受けられており、なぜ同札で応札できてしまうのか理解できない。一部の業者にだけ単価を公開している可能性がある懸念を抱かせてしまう。このことから、条例第1条の目的が著しく侵害され、信頼性が失われる。

### 4 実施機関（担当：神奈川県警察本部交通部交通規制課）の説明要旨

弁明書、意見書及び当審査会での実施機関の職員の口頭による説明に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

積算調書は、実施機関が本件道路標示塗装業務を委託契約するための入札公

告を行うに当たり、その入札執行予定価格を積算するために作成した文書であり、非公開とした次の各項目を公開すると、今後発注する当該業務の入札執行予定価格の正確な積算が可能となることにより、業者間での価格調整、入札規制、談合等を生じさせるなど、一般競争入札事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

(1) 本件単価、本件金額及び本件施工日数

本件単価、本件金額及び本件施工日数は、神奈川県県土整備局（以下「県土整備局」という。）作成の土木工事資材等単価表等において公表されているものとは異なり、実施機関が独自に採用しているものであり、公表していない。

また、県が発注する工事は、その内容が多岐多様にわたるため、一定の単価基準を示しても問題は生じないが、実施機関が発注する道路標示塗装業務は複雑な積算を要しないため、かかる情報が公開されることにより、今後発注する道路標示塗装業務の積算に用いる単価等が推認され、入札執行予定価格の積算が容易となることから、非公開とした。

(2) 本件加算数値

本件加算数値は、総事業量に応じて本件合計金額を調整するためのものである。

本件加算数値を公開した場合、本件単価の算出が容易になるとともに、本件加算数値及び算出した本件単価を用いることで、今後発注する道路標示塗装業務の入札執行予定価格の正確な積算が可能となることから、非公開とした。

(3) 本件削除加算率

本件削除加算率のうち、削除加算率欄下部の数値は、排水性舗装の削除費の基準となるものである。また、削除加算率欄の数値は、事業量に応じて排水性舗装の削除費を調整するためのものであって、削除加算率欄下部の数値に汚泥処理に係る調整を加えたものである。

本件削除加算率を公開した場合、非公開とした排水性舗装の削除費が明らかとなり、本件単価の算出が容易になるとともに、本件削除加算率及び算出した本件単価を用いることで、今後発注する道路標示塗装業務の入札執行予

定価格の正確な積算が可能となることから、非公開とした。

(4) 本件合計金額

本件合計金額は、非公開とした本件金額を合計したものである。

本件合計金額を公開した場合、非公開とした本件金額が推認され本件単価の算出が容易になるとともに、算出した本件単価を用いることで、今後発注する道路標示塗装業務の入札執行予定価格の正確な積算が可能となることから、非公開とした。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、条例第19条第3項の規定に基づき実施機関の職員による口頭説明を聴取した。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とする旨規定している。

そして、同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、事務又は事業の性質上、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらの事由がある情報のほか、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には、同号アからオまでの各規定に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、本件非公開情報の同号柱書該当性について、以下検討する。

ア 本件単価

(ア) 本件単価のうちAの部分に記載された金額は、県土整備局作成の土木工事資材等単価表等において公開されているものとは異なり、実施機関が独自に採用しているものであり、公開を義務付けられているとは認められず、これまで公開した事実はないものと認められる。

また、実施機関が発注する道路標示塗装業務は、複雑な積算を要しないため、かかる情報を公開することにより、今後発注する道路標示塗装業務の積算に用いる単価等が推認され、入札執行予定価格の積算が容易となり、入札談合を生じさせるなど、一般競争入札事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件単価のうちAの部分に記載された金額は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(イ) 一方、本件単価のうちBの部分に記載された金額については、積算諸条件調書において公開されており、これらを公開したとしても一般競争入札事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、条例第5条第4号柱書に該当しないと判断する。

#### イ 本件金額

(ア) 本件金額のうちCの部分に記載された金額は、県土整備局作成の土木工事資材等単価表等において公開されているものとは異なり、実施機関が独自に採用している単価から積算したものであり、公開を義務付けられているとは認められず、これまで公開した事実もないものと認められる。

また、実施機関が発注する道路標示塗装業務は複雑な積算を要しないため、かかる情報を公開することにより、今後発注する道路標示塗装業務の積算に用いる単価が推認され、入札執行予定価格の積算が容易となり、入札談合を生じさせるなど、一般競争入札事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件金額のうちCの部分に記載された金額は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(イ) 積算調書においては、事業量欄が公開されていることから、仮に単価欄、事業量欄及び金額欄の記載が一对一の関係にあるならば、理論上は金額欄の金額が判明すれば、単価欄の金額が算出される。しかし、本件金額のうちDの部分に記載された金額からは、単価の算出は不可能と判断されるため、金額を公開したとしても一般競争入札事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、本件金額のうちDの部分に記載された金額は、条例第5条第4号柱書に該当しないと判断する。

ウ 本件加算数値

本件加算数値は、本件合計金額を調整するためのものであり、本件加算数値を公開した場合、本件単価の算出が容易になるとともに、本件加算数値及び算出した本件単価を用いることで、今後発注する道路標示塗装業務の入札執行予定価格の正確な積算が可能となり、一般競争入札事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件加算数値は、条例第5条第4号柱書に該当する。

エ 本件削除加算率

本件削除加算率は、排水性舗装の削除費の基準となる数値、事業量に応じて排水性舗装の削除費を調整するための数値、基準となる数値に汚泥処理に係る調整を加えたものであり、本件削除加算率を公開した場合、非公開とした排水性舗装の削除費が明らかとなり、本件単価の算出が容易になるとともに、本件削除加算率及び算出した本件単価を用いることで、今後発注する道路標示塗装業務の入札執行予定価格の正確な積算が可能となり、一般競争入札事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件削除加算率は、条例第5条第4号柱書に該当する。

オ 本件合計金額

本件合計金額は、道路標示積算総括表で公開されている「A直接工事費」の金額と積算調書で公開されている安全費の金額の差額であり、公開されている部分から容易に算出が可能であることから、本件合計金額を公開したとしても一般競争入札事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、本件合計金額については、条例第5条第4号柱書に該当しないと判断する。

カ 本件施工日数

(ア) 本件施工日数のうちHの部分に記載された日数は、積算調書において公開されている安全費を算出するためのものであり、安全費は公開され

ていることから一般競争入札事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、本件施工日数のうちHの部分に記載された日数は、条例第5条第4号柱書に該当しないと判断する。

(イ) 本件施工日数のうちIの部分の日数は空欄であり、本件処分においては空欄であることが公開されても、一般競争入札事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、本件施工日数のうちIの部分の日数は、条例第5条第4号柱書に該当しないと判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。



別 表 1

道路標示塗装業務 標示1  
道 路 標 示 積 算 調 書  
直接工事費(材工共)

区分	幅	単価	事業量	金額	
ゼブラ	45cm	A		C	
	30cm				
実線	20cm黄			D	
	20cm				
	15cm				
	15cm黄		B		
破線	15cm				
矢印・記号	15cm		A		C
	15cm黄				D
文字	15cm			C	
	15cm黄	B		D	
シンボルマーク		A			
削除	15cm			C	

施工規模  
による加算

E	>500m
	100~500

排水性舗装

ゼブラ	45cm	A		C
	30cm			
実線	20cm黄			D
	20cm			C
	15cm			D
	15cm黄			
破線	15cm			
矢印・記号	15cm			C
	15cm黄			D
文字	15cm			
		15cm黄		
シンボルマーク				C
削除	15cm			

※ウォータージェット式  
の県積算基準

削除加算率

F	600未満
	>600m

G

F

作業日数

区分	幅	事業量	施工日数
ゼブラ	45cm		H
	30cm		
実線	20cm		I
	15cm		
破線	15cm		H
矢印・記号	15cm		
文字	15cm		
シンボルマーク			
削除	15cm		

作業日数(交通誘導員A)

区分	幅	事業量	施工日数
ゼブラ	45cm		H
	30cm		
実線	20cm		I
	15cm		
破線	15cm		H
矢印・記号	15cm		
文字	15cm		
シンボルマーク			
削除	15cm		

安全費

	単価	日数	人数	金額
交通誘導員A				
交通誘導員B				
交通誘導員B				

別 表 2

道路標示塗装業務 標示2  
道 路 標 示 積 算 調 書  
直接工事費(材工共)

区分	幅	単価	事業量	金額	
ゼブラ	45cm	A		C	
	30cm				
実線	20cm黄			D	
	20cm			C	
	15cm				
	15cm黄				
破線	15cm			D	
矢印・記号	15cm		A		C
	15cm黄				D
文字	15cm			C	
	15cm黄				
シンボルマーク		A		C	
削除	15cm				

施工規模  
による加算

E	>500m
	100~500

排水性舗装

ゼブラ	45cm	A		C
	30cm			
実線	20cm黄			D
	20cm			C
	15cm			
	15cm黄			
破線	15cm			D
矢印・記号	15cm			
	15cm黄			
文字	15cm			
	15cm黄			
シンボルマーク				
削除	15cm		C	

※ウォータージェット式  
の県積算基準

F	600未満
	>600m

G

F

作業日数

区分	幅	事業量	施工日数
ゼブラ	45cm		H
	30cm		
実線	20cm		H
	15cm		
破線	15cm		
矢印・記号	15cm		
文字	15cm		
シンボルマーク			
削除	15cm		

作業日数(交通誘導員A)

区分	幅	事業量	施工日数
ゼブラ	45cm		H
	30cm		
実線	20cm		H
	15cm		
破線	15cm		
矢印・記号	15cm		
文字	15cm		
シンボルマーク			
削除	15cm		

安全費

	単価	日数	人数	金額
交通誘導員A				
交通誘導員B				
交通誘導員B				

別 表 3

道路標示塗装業務 標示3  
道路標示積算調書  
直接工事費(材工共)

区分	幅	単価	事業量	金額	
ゼブラ	45cm	A		C	
	30cm				
実線	20cm黄			D	
	20cm			C	
	15cm				
	15cm黄				
破線	15cm			D	
矢印・記号	15cm		A		C
	15cm黄				D
文字	15cm			C	
	15cm黄				
シンボルマーク		A		C	
削除	15cm				

施工規模  
による加算

E	>500m
	100~500

排水性舗装

ゼブラ	45cm	A		C	
	30cm				
実線	20cm黄			D	
	20cm			C	
	15cm				
	15cm黄				
破線	15cm			D	
矢印・記号	15cm		A		C
	15cm黄				D
文字	15cm				
	15cm黄				
シンボルマーク		A		D	
削除	15cm				

※ウォータージェット式  
の県積算基準

F	削除加算率
	600未満 >600m

G

F

作業日数

区分	幅	事業量	施工日数
ゼブラ	45cm		H
	30cm		
実線	20cm		I
	15cm		
破線	15cm		H
矢印・記号	15cm		
文字	15cm		
シンボルマーク			
削除	15cm		

作業日数(交通誘導員A)

区分	幅	事業量	施工日数
ゼブラ	45cm		H
	30cm		
実線	20cm		I
	15cm		
破線	15cm		H
矢印・記号	15cm		
文字	15cm		
シンボルマーク			
削除	15cm		

安全費

	単価	日数	人数	金額
交通誘導員A				
交通誘導員B				
交通誘導員B				

別 表 4

道路標示塗装業務 標示4  
道 路 標 示 積 算 調 書  
直接工事費(材工共)

区分	幅	単価	事業量	金額
ゼブラ	45cm	A		C
	30cm			
実線	20cm黄			D
	20cm			C
	15cm			
	15cm黄			
破線	15cm			D
矢印・記号	15cm			C
	15cm黄			D
文字	15cm			C
	15cm黄			
シンボルマーク				
削除	15cm	A		C

施工規模  
による加算

E	>500m
	100~500

排水性舗装

ゼブラ	45cm	A		C
	30cm			
実線	20cm黄			D
	20cm			C
	15cm			
	15cm黄			
破線	15cm			D
矢印・記号	15cm			C
	15cm黄			D
文字	15cm			
	15cm黄			
シンボルマーク				
削除	15cm			

※ウォータージェット式  
の県積算基準

削除加算率

F	600未満
	>600m

G

F

作業日数

区分	幅	事業量	施工日数
ゼブラ	45cm		H
	30cm		
実線	20cm		I
	15cm		
破線	15cm		H
矢印・記号	15cm		
文字	15cm		
シンボルマーク			
削除	15cm		

作業日数(交通誘導員A)

区分	幅	事業量	施工日数
ゼブラ	45cm		H
	30cm		
実線	20cm		I
	15cm		
破線	15cm		H
矢印・記号	15cm		
文字	15cm		
シンボルマーク			
削除	15cm		

安全費

	単価	日数	人数	金額
交通誘導員A				
交通誘導員B				
交通誘導員B				

別 表 5

道路標示塗装業務 標示5  
道 路 標 示 積 算 調 書  
直接工事費(材工共)

区分	幅	単価	事業量	金額	
ゼブラ	45cm	A		C	
	30cm				
実線	20cm黄			D	
	20cm			C	
	15cm				
	15cm黄				
破線	15cm			D	
矢印・記号	15cm		A		C
	15cm黄				D
文字	15cm			C	
	15cm黄				
シンボルマーク		A		C	
削除	15cm				

施工規模  
による加算

E	>500m
	100~500

排水性舗装

ゼブラ	45cm	A		C	
	30cm				
実線	20cm黄			D	
	20cm				
	15cm				
	15cm黄				
破線	15cm				
矢印・記号	15cm				
	15cm黄				
文字	15cm				
	15cm黄				
シンボルマーク					
削除	15cm		C		

※ウォータージェット式  
の県積算基準

削除加算率

F	600未満
	>600m

G

F

作業日数

区分	幅	事業量	施工日数
ゼブラ	45cm		H
	30cm		
実線	20cm		I
	15cm		
破線	15cm		H
矢印・記号	15cm		
文字	15cm		
シンボルマーク			
削除	15cm		

作業日数(交通誘導員A)

区分	幅	事業量	施工日数
ゼブラ	45cm		H
	30cm		
実線	20cm		I
	15cm		
破線	15cm		H
矢印・記号	15cm		
文字	15cm		
シンボルマーク			
削除	15cm		

安全費

	単価	日数	人数	金額
交通誘導員A				
交通誘導員B				
交通誘導員B				

別 表 6

道路標示塗装業務 標示7  
道 路 標 示 積 算 調 書  
直接工事費(材工共)

区分	幅	単価	事業量	金額
ゼブラ	45cm	A		C
	30cm			
実線	20cm黄			D
	20cm			
	15cm			
	15cm黄			
破線	15cm			D
矢印・記号	15cm			C
	15cm黄			D
文字	15cm			C
	15cm黄			
シンボルマーク				D
削除	15cm			C

施工規模  
による加算

E >500m  
100~500

排水性舗装

ゼブラ	45cm	A		C
	30cm			
実線	20cm黄			C
	20cm			
	15cm			
	15cm黄			
破線	15cm			D
矢印・記号	15cm			C
	15cm黄			D
文字	15cm			
	15cm黄			
シンボルマーク				C
削除	15cm			D

※ウォータージェット式  
の県積算基準

削除加算率

F 600未満  
>600m

G

F

作業日数

区分	幅	事業量	施工日数
ゼブラ	45cm		H
	30cm		
実線	20cm		I
	15cm		
	15cm		
破線	15cm		H
矢印・記号	15cm		
文字	15cm		
シンボルマーク			
削除	15cm		

作業日数(交通誘導員A)

区分	幅	事業量	施工日数
ゼブラ	45cm		H
	30cm		
実線	20cm		I
	15cm		
	15cm		
破線	15cm		H
矢印・記号	15cm		
文字	15cm		
シンボルマーク			
削除	15cm		

安全費

	単価	日数	人数	金額
交通誘導員A				
交通誘導員B				
交通誘導員B				

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 11 月 20 日	○ 諮問
令和 元 年 8 月 27 日 (第199回部会)	○ 審議
9 月 20 日 (第200回部会)	○ 審議
10 月 28 日	○ 実施機関から条例第20条第3項の規定に基づき提出された意見書を収受
10 月 29 日 (第201回部会)	○ 実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
12 月 26 日 (第202回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横 浜 国 立 大 学 院 准 教 授	部 会 員
市 川 統 子	弁 護 士 ( 神 奈 川 県 弁 護 士 会 )	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長 職 務 代 行 者
常 岡 孝 好	学 習 院 大 学 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )
遠 矢 登	弁 護 士 ( 神 奈 川 県 弁 護 士 会 )	
堀 内 か お る	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員

(令和2年1月29日現在) (五十音順)